

第 11 講 不正競争防止法

< 赤字は著作者の注釈、原条文を参照のこと >

青字は平成 16 年及び 17 年に施行された改正法

緑太字は平成 19 年 1 月 1 日施行予定の改正法

(営業秘密関係の罰則を強化する)

斜体文字部分は平成 15 年 5 月 23 日法律第 46 号による改正

第 1 条(目的)

1. この法律は、事業者間の公平な競争及びこれに関する国際的な約束の的確な実施を確保するために、不正競争の防止及び不正競争に係る措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第 2 条(定義)

1. この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一. 他人の商品表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ)として需要者間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、**輸入し、若しくは電気通信回路を通じて提供して**、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為
 - 二. 自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、**輸入し、若しくは電気通信回路を通じて提供する**行為
 - 三. 他人の商品(最初に販売した日から起算して3年を経過したものを除く)の形態(当該他人の商品と同種商品(同種商品がない場合にあっては、当該他人との商品とその機能及び効果が同一又は類似の商品)が通常有する形態を除く)を模倣した商品を譲渡し、引渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為
 - 四. 窃取、詐欺、脅迫その他の不正の手段により**営業秘密**を取得する行為(以下「不正取得行為」という)又は不正取得行為により取得した**営業秘密**を使用し若しくは開示する行為(秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ)
 - 五. その**営業秘密**について不正取得行為が介在することを知って、若しくは重大な過失により知らないで**営業秘密**を取得し、又はその**営業秘密**を使用し、若しくは開示する行為
 - 六. その取得した後にその**営業秘密**について不正取得行為が介在することを知って、若しくは重大な過失により知らないで**営業秘密**を取得し、又はその**営業秘密**を使用し、若しくは開示する行為
 - 七. **営業秘密**を保有する事業者(以下「事業者」という)からその**営業秘密**を示された場合において、不正の競争その他の不正の利益を得る目的で、又はその所有者に損害を加える目的で、その**営業秘密**を使用し、又は開示する行為
 - 八. その**営業秘密**について不正開示行為(前号に規定する場合において前号に規定する目的でその**営業秘密**を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその**営業秘密**を開示する行為をいう。以下同じ)であること若しくはその**営業秘密**について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで**営業秘密**を取得し、又はその取得した**営業秘密**を使用し、若しくは開示する行為

- 九. その取得をした後にその**営業秘密**について不正開示行為があったこと若しくはその**営業秘密**について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないでその取得した**営業秘密**を使用し、若しくは開示する行為
- 十. 営業上用いられる技術的制約手段(他人が特定の者以外の者に映像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録をさせないために用いているものを除く)により制約されている映像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録を当該技術的制約手段の効果を妨げることにより可能とする機能のみを有する装置(当該装置を組み込んだ機器を含む)若しくは当該機能を有するプログラム(当該プログラムが他のプログラムと他のプログラムと組み合わせられたものを含む)を記録した記録媒体若しくは記録した機器を譲渡し、引渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能のみを有するプログラムを、電気通信回路を通じて提供する行為
- 十一. 他人が特定の者以外の者に映像若しくは音の視聴若しくは**プログラム**の実行又は映像、音若しくは**プログラム**の記録をさせないために営業上用いている技術的制御手段により制約されている映像若しくは音の視聴若しくは**プログラム**の実行又は映像、音若しくは**プログラム**の記録を当該技術的制約手段の効果を妨げることを可能とする機能のみを有する機器(当該機器を組み込んだ機器を含む)若しくは当該機能を有する**プログラム**(当該**プログラム**が他の**プログラム**と他の**プログラム**と組み合わせられたものを含む)を記録した記録媒体若しくは記録した機器を譲渡し、引渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能のみを有する**プログラム**を、電気通信回路を通じて提供する行為
- 十二. 商品若しくは役務若しくはその広告若しくはその取引に用いられる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をしたものを譲渡し、引渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回路を通じて提供し、若しくはその表示をして役務を提供する行為
- 十三. 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、輸出し、**輸入し、若しくは電気通信回路を通じて提供し**、若しくはその表示をして役務を提供する行為
- 十四. 競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為
- 十五. パリ条約(商標法第4条第1項第2号に規定するパリ条約をいう。)の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締結国において商標に関する権利(商標権に相当する権利に限る。以下この号において単に「権利」という。)を有する者の代理人若しくはその行為の日前1年以内に代理人若しくは代表者であった者が、正統な理由がないのに、その権利を有する者の承諾を得ないでその権利に係る商標と同一又は類似の商標をその権利に係る商品又は役務に使用し、又は当該商標を使用したその権利に係る商標と同一若しくは類似の商品を譲渡し、引渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、**輸入し、若しくは電気通信回路を通じて提供し**、若しくは当該商標を使用してそのその権利に係る役務と同一若しくは類似の役務を提供する行為
2. 法律において「商標」とは、商標法第2条第1項の商標をいう。
3. この法律において「標章」とは、商標法第2条第1項の商標をいう。
4. この法律において「**営業秘密**」とは、秘密として管理している生産方法、販売方法その他の事

業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然知られていないものをいう。

5. この法律において「技術的制限手段」とは、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう)により映像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録を制限する手段であって、視聴等機器(映像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録のために用いられる機器をいう。以下同じ)が特定の反応をする信号を映像、音若しくはプログラムとともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は視聴等機器が特定の変換を必要とするように映像、音若しくはプログラムを変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。
6. この法律において「プログラム」とは、電子計算機に対する命令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。
7. この法律において「ドメイン名」とは、インターネットにおいて、個々の電子計算機を識別するために割り当てられる番号、記号又は文字の組合せに対応する文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合をいう。
8. この法律において「物」には、プログラムを含むものとする。

第3条(差止め請求権)

1. 不正競争によって営業上の利益を害された、又は害されるおそれのある者は、その営業上の利益を害する者又は害するおそれのある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。
2. 不正競争によって営業上の利益を害された、又は害されるおそれのある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物(侵害の行為により生じた物を含む。第5条第1項において同じ。)の廃却、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

第4条(損害賠償)

1. 故意又は過失により不正競争を行って他人に営業上の利益を害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任じる。ただし、第8条<時効による権利の消滅>の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為によって生じた損害については、この限りでない。

第5条(損害の額の推定)

1. 第2条第1項第1号から第9号まで又は第15号に掲げる不正競争(同項第4号から第9号に掲げるもの<営業秘密>にあつては、技術上の秘密(秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然知られていないものに限る)によって営業上の利益を害された者(この項において「被侵害者」という)が故意又は過失により自己の営業上の利益を害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その譲渡した物の数量(以下この項において「譲渡数量」という)に、被侵害者がその侵害行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、被侵害者の当該物に係る販売その他の行為を行なう能力に応じた額を超えない限度において、被侵害者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を被侵害者が販売することができない事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除する者とする。
2. 不正競争によって営業上の利益を害された者が故意又は過失により自己の営業上の利益を害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、その営業上の利益を害された

者が受けた損害の額と推定する。

3. 第2条第1項第1号から第9号まで又は第14号<不正表示、営業秘密の不正、商標の不正代理人等>に掲げる不正行為によって営業上の利益を害された者は、故意又は過失により自己の営業上の利益を害した者に対し、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為に対し通常受け取るべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。
 - 一. 第2条第1項第1号<著名な他人の商品表示を使用する等の不正競争行為>又は第2号<自己の商品表示を著名な他人の商品表示と混同を誘引する使用等の不正競争行為>に掲げる不正競争：当該侵害に係る商品表示の使用
 - 二. 第2条第1項第3号<他人の商品形態の模倣>に掲げる不正競争：当該侵害に係る商品等表示の使用
 - 三. 第2条第1項第4号から第9号に掲げる不正競争：当該侵害に係る営業秘密の使用
 - 四. 第2条第1項第14号に掲げる不正競争：当該侵害に係るドメイン名の使用
4. 項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の請求を妨げない。この場合において、その営業上の利益を害した者に故意又は重大の過失がなかったときは、裁判所は、損害の額を定めるについて、これを参酌することができる。

第6条(具体的な態様の開示義務)

1. 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがあると主張する者が侵害の行為を組成したのものとして主張する物又は方法の具体的な態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的な態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

第7条(書類の提出)

- . 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、当事者の申立により、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害を計算するため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の保持者においてその提出を拒むことについて正当な理由のあるときは、この限りでない。
2. 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の保持者にその提出をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。
3. 前2項の規定は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するために必要な検証の目的の提示について準用する。

第8条(計算のための鑑定)

1. 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が、当該侵害の行為による損害を計算するために必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするために必要な事項について説明しなければならない。

第9条(相当な損害額の設定)

1. 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことがみとめられる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

第10条(秘密保持命令)

1. 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があった場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第1号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

- 一. 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第7条第3項の規定により開示された書類又は第13条第4項の規定により開示された書面を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。
- 二. 前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

2. 前項の規定による命令（以下「秘密保持命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一. 秘密保持命令を受けべき者
- 二. 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実
- 三. 前項各号に掲げる事由に該当する事実

3. 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

4. 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達がされた時から、効力を生ずる。

5. 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第11条（秘密保持命令の取消し）

1. 秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所（訴訟記録の存する裁判所がない場合にあっては、秘密保持命令を発した裁判所）に対し、前条第1項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。

2. 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があった場合には、その決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

3. 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

4. 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。

5. 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者がいるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。

第12条（訴訟記録の閲覧等の請求の通知等）

1. 秘密保持命令が発せられた訴訟（すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。）に係る訴訟記録につき、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第92条第1項の決定があった場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手続を行った者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者（その請求をした者を除く。第3項において同じ。）に対し、その請求後直ちに、その請求があった旨を通知しなければならない。

2. 前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があった日から2週間を経過する日までの間（その請求の手続を行った者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあっては、その申立てについての裁判が確定するまでの間）、その請求の手続を行った者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。

3. 前2項の規定は、第1項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第92条第1項の申立てをした当事者のすべての同意があるときは、適用しない。

第13条（当事者尋問等の公開停止）

1. 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟における当事者等が、その侵害の有無についての判断の基礎となる事項であって当事者の保有する営業秘密に該当するものについて、当事者本人若しくは法定代理人又は証人として尋問を受ける場合においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、その当事者等が公開の法廷で当該事項について陳述をすることにより当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによっては当該事項を判断の基礎とすべき不正競争による営業上の利益の侵害の有無についての適正な裁判をすることができないと認めるときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。
2. 裁判所は、前項の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者等の意見を聴かなければならない。
3. 裁判所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当事者等にその陳述すべき事項の要領を記載した書面の提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書面の開示を求めることができない。
4. 裁判所は、前項後段の書面を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書面を開示することができる。
5. 裁判所は、第1項の規定により当該事項の尋問を公開しないで行うときは、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならない。当該事項の尋問が終了したときは、再び公衆を入廷させなければならない。

第14条（信用回復の措置）

1. 故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の信用を害した者に対しては、裁判所は、その営業上の信用を害された者の請求により、損害の賠償に代え、又は損害の賠償とともに、その者の営業上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。

第15条（消滅時効）

1. 第2条第1項第4号から第9号までに掲げる不正競争のうち、営業秘密を使用する行為に対する第3条第1項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利は、その行為を行う者がその行為を継続する場合において、その行為により営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある保有者がその事実及びその行為を行う者を知った時から3年間行わないときは、時効によって消滅する。その行為の開始の時から10年を経過したときも、同様とする。

第16条(外国の国旗等の商業上の使用禁止)

1. 何人も、外国の国旗若しくは紋章その他の記章であって経済産業省令で定めるもの(以下「外国国旗等」という)と同一若しくは類似するもの(以下「外国国旗等類似記章」という)を商標として使用し、又は外国国旗等類似記章を商標として使用した商品を譲渡し、引渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回路を通じて提供し、若しくは外国国旗等類似記章を商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国国旗等の使用の許可(許可に類する行政処分を含む。以下同じ)を行う権限を有する官庁の許可を受けたときは、この限りでない。
2. 前項に規定するもののほか、何人も、商品の原産地を誤認させるような方法で、同項の経済産業省令で定める外国の紋章(以下「外国紋章」という)を使用し、又は外国紋章を使用した商品を譲渡し、引渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回路を通じて提供し、若しくは外国紋章を使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国紋章の使用の許可を行う権限を有する官庁の許可を受けたときは、この限りでない。
3. 何人も、外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章若しくは記号であって経済産業省令で定めるもの(以下「外国政府等記号」という)と同一若しくは類似するもの(以下「外国政府等類似記号」という)をその外国政府等記号が持ちられている商標若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務の商標として使用し、又は外国政府等類似記号を当該商標と

して使用した商品を譲渡し、引渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、**輸入し、若しくは電気通信回路を通じて提供し**、若しくは外国政府等類似記号を当該商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国政府等記号の使用の許可を行う権限を有する官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

第17条(国際機関の標章の商業上の使用禁止)

1. 何人も、その国際機関(政府間の国際機関及びこれに準ずるものとして経済産業省令で定める国際機関をいう。以下この条において同じ)と関係があると誤認させるような方法で、国際機関の標章であって経済産業省令で定めるものと同様若しくは類似のもの(以下「国際機関類似標章」という)を商標として使用し、又は国際機関類似標章を商標として使用した商品を譲渡し、引渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、**輸入し、若しくは電気通信回路を通じて提供し、若しくは電気通信回路を通じて提供し**、若しくは国際機関類似標章を商標として使用してはならない。ただし、その国際機関の許可を受けたときは、この限りでない。

第18条(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)

1. 何人も、外国公務員に対し、営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないように斡旋をさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申し込み若しくは約束してはならない。

2. 前項において「外国公務員等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一. 外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者
- 二. 公共の利益に関する特定の事務を行うために外国の特別な法令により設立されたものの事務に従事する者
- 三. 又は2以上の外国の政府又は地方公共団体により、発行済株式のうち議決権のある株式の総数若しくは出資の金額の総額の百分の50を超える当該株式数若しくは出資の金額を直接に所有され、又は役員(取締役、監査役、理事、幹事及び清算人並びにこれら以外の者で経営に従事している者をいう)の過半数を任命され若しくは指名されている事業者であって、その事業の遂行にあたり、外国の政府又は地方公共団体から特に権益を付与されているものの事務に従事する者
- 四. 国際機関(政府又は政府間の国際機関によって構成される国際機関をいう。次号において同じ)の公務に従事する者
- 五. 外国の政府若しくは地方公共団体又は国際機関の権限に属する事務であって、これらの機関から委任されたものに従事する者

第19条(適用除外等)

1. **第3条<差止め請求権>から第15条<両罰規定>まで、第21条(第1項第6号<営業秘密の罰則>に係る部分を除く。)**及び**第22条<両罰>の規定は、次に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。**

一. 第2条第1項第1号<他人の著名な商品表示>、第2号<他人の著名な商品表示>、第12号<原産地の誤認>及び第14号<不正代理人>に掲げる不正競争：商品若しくは営業の普通名称(ぶどうを原料又は材料とする物の原産地の名称であって、普通名称となったものを除く)若しくは同一若しくは類似の商品若しくは営業について慣用されている商品表示(以下「普通名称等」と総称する)を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示した商品を譲渡し、引渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、**輸入し、若しくは電気通信回路を通じて提供する行為**(第13号及び第15号に掲げる不正競争の場合にあっては、普通名称を普通に用いられる方法で表示し、又は使用して役務を提供する行為を含む。)

- 二．第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 15 号に掲げる不正競争：自己の氏名を不正の目的(不正の利益を得る目的、他人に害を加える目的その他不正の目的をいう。以下同じ)でなく使用し、又は自己の氏名を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、**輸入し、若しくは電気通信回路を通じて提供する行為**(同号に掲げる不正競争の場合にあっては、自己の氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。)
- 三．第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる不正競争：他人に商品等表示が需要者の間で広く認識される前からそれらの商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を継承した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為
- 四．第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる不正競争：他人に商品等表示が著名になる前からそれらの商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を継承した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、**輸入し、若しくは電気通信回路を通じて提供する行為**
- 五．第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる不正行為：同号に規定する他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた者(その譲り受けた時にその商品が他人の商品形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らなかったことに重大な過失がない者に限る)が商品を譲渡し、引渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回路を通じて提供する行為
- 六．第 2 条第 1 項第 4 号から第 9 号まで < **営業秘密** > に掲げる不正行為：取引によって **営業秘密** を取得した者(その取得した時にその **営業秘密** について不正開示行為があること又は **営業秘密** について不正取得行為若しくは不正開示行為が介在した事実を知らず、かつ、知らなかったことに重大な過失がない者に限る)がその取引によって取得した権原の範囲内においてその **営業秘密** を使用し、又は開示する行為
- 七．第 2 条第 1 項第 10 号及び第 11 号までに掲げる不正行為：技術的制約手段の試験又は研究のために用いられる第 2 条第 1 項第 10 号及び第 11 号に規定する装置若しくはこれらの号に規定する **プログラム** を記録した記録媒体若しくは記録した機器を譲渡し、引渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該 **プログラム** を電気通信回路を通じて提供する行為
- 2．前項第 2 号又は第 3 号に掲げる行為によって営業上の利益を害され、又は害されるおそれのある者は、次に掲げる区分に応じて当該各号に掲げる者に対し、自己の商品又は営業との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。
- 一．前項第 2 号に掲げる不正競争：自己の氏名を使用する者(自己の氏名譲渡し、引渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、**輸入し、若しくは電気通信回路を通じて提供する者**を含む)
- 二．前項第 3 号に掲げる不正競争：他人の商品等表示と同一又は類似の商品等表示をした者(その商品等表示をした商品を自ら譲渡し、引渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、**輸入し、若しくは電気通信回路を通じて提供する者**を含む)

第 20 条(経過措置)

- 1．この法律に基づき政令又は経済産業省令を制定し、又は改廃する場合には、その政令又は経済産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とする期間内において、所要の経過措置

(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

第 21 条(罰則)

1. 次の各号のいずれかに該当する者は、10 年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又は併科する。
 - 一. 詐欺等行為(人を欺き、人に暴行を加え、又は脅迫する行為をいう。以下同じ。)により、又は管理侵害行為(営業秘密が記録され、又は記録された書面又は記録媒体(以下「**営業秘密記録媒体**」)という。)の窃取、**営業秘密**が管理されている施設への侵入、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成 11 年法律第 128 号)第 3 条に規定する不正アクセス行為をいう。)その他の保持者の管理を害する行為をいう。以下同じ。)により取得した**営業秘密**を、不正の目的で、使用し、又は開示した者不正の目的をもって第 2 条第 1 項第 1 号<**著名な他人の商品等表示との混同**>又は第 13 号<**原産地、品質等の誤認**>に掲げる不正競争を行った者
 - 二. 前号の使用又は開示の用に供する目的で、詐欺等行為又は管理進入行為により、**営業秘密**を、次のいずれかの方法で取得した者
 - イ 保有者の管理に係る**営業秘密記録媒体**等を取得すること。
 - ロ 保有者の管理に係る**営業秘密記録媒体**等の記載又は記録について、その複製を製作すること。
 - 三. **営業秘密**を保有者から示された者であって、不正の目的で、詐欺等行為により、又は横領その他の**営業秘密記録媒体**等の管理に係る任務に背く行為により、次のいずれかに掲げる方法で**営業秘密**が記載され、又は記録された書面又は記録媒体を横領し、又は作成して、その**営業秘密**を使用し、又は開示した者
 - イ 保有者の管理に係る**営業秘密記録媒体**等を領得すること。
 - ロ 保有者の管理に係る**営業秘密記録媒体**等の記載又は記録について、その複製を製作すること。
 - 四. **営業秘密**を保有者から示された役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する無限責任社員、監事若しくは監査役又はこれに準ずる者をいう。次号において同じ。)又は従業員であって、不正の目的で、その**営業秘密**の管理に係る任務に背き、その**営業秘密**を使用し、又は開示した者(前号に掲げる者を除く)
 - 五. **営業秘密**を保有者から示された役員又は従業員であった者であって、不正の競争の目的で、その在職中に、その**営業秘密**の管理に係る任務に背いてその**営業秘密**の開示の申込みをし、又はその**営業秘密**の使用若しくは開示の申込みをし、又はその**営業秘密**の使用若しくは開示に説いて請託を受け、その**営業秘密**をその職を退いた後に使用し、又は開示した者(第 3 号に掲げる者を除く。)
 - 六. 不正の競争の目的で、第 1 号又は第 3 号から前号までの罪に当たる開示によって**営業秘密**を取得して、その**営業秘密**を使用し、又は開示した者
2. 次の各号のいずれかに該当する者は、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金、又はこれを併科する。
 - 一. 不正の目的をもって第 2 条第 1 項第 1 号又は第 13 号に掲げる不正競争を行った者
 - 二. 他人の著名な商品等表示に係る信用若しくは名声を利用して不正の利益を得る目的で、又は当該信用若しくは名声を害する目的で第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる不正競争を行った者
 - 三. 不正の利益を得る目的で第 2 条第 1 項に掲げる不正競争を行った者
 - 四. 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量又はその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような虚偽の表示をした者(第 1 号に掲げる者を除く。)

- 五．前号の使用又は開示の用に供する目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為により、**営業秘密**を次のいずれかに掲げる方法で取得した者
- イ 保有者の管理に係る**営業秘密記録媒体**等を取得すること。
 - ロ 保有者の管理に係る**営業秘密記録媒体**等の記載又は記録について、その複製を作成すること。
- 六．**営業秘密**を保有者から示された者であって、不正の競争の目的で、詐欺等行為若しくは管理侵害行為により、又は横領その他の**営業秘密記録媒体**等の管理に係る任務に背く行為により、次のいずれかに掲げる方法で**営業秘密**が記載され、又は記録された書面又は記録媒体を領得し、又は作成して、その**営業秘密**を使用し、又は開示した者
- イ 保有者の管理に係る**営業秘密記録媒体**等を領得すること。
 - ロ 保有者の管理に係る**営業秘密記録媒体**等の記載又は記録について、その複製を作成すること。
- 3．第1項及び前項第5号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
- 4．第1項第1号又は第3号から第6号までの罪は、詐欺等行為若しくは管理侵害行為があった時又は保有者から示された時に日本国内において管理されていた**営業秘密**について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。
- 5．第2項第5号の罪は、日本国外において同号の罪を犯した者にも適用する。
- 6．第2項第6号(第18条第1項に係る部分に限る。)の罪は、刑法(明治40年法律第45号)第3条例に従う。
- 7．第9条<外国の国旗等>、第10条<国際機関の標章>又は第11条第1項<外国公務員等に対する利益供与>の規定に違反した者

第22条(同前)

- 1．法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条第1項第1号若しくは第6号又は第2項に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、法人に対して**3億円以下**の罰金刑を、その人に対して同条の罰金刑を科する。

第11.1 講 営業秘密関連の不正競争防止法の主要条文と判例

平成18年6月7日法律第55号による改正、(平成19年1月1日施行予定)

罰則が大幅に強化された。

1．営業秘密とは

営業秘密は不正競争防止法第2条で次の様に定義されている。

第2条(定義)

この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

- 一．から三．は営業秘密以外不正行為
- 四．窃取、詐欺、脅迫その他の不正の手段により**営業秘密**を取得する行為(以下「不正取得行為」という)又は不正取得行為により取得した**営業秘密**を使用し若しくは開示する行為(秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ)
- 五．その**営業秘密**について不正取得行為が介在することを知って、若しくは重大な過失により知らずに**営業秘密**を取得し、又はその**営業秘密**を使用し、若しくは開示する行為
- 六．その取得した後にその**営業秘密**について不正取得行為が介在することを知って、若しくは

重大な過失により知らないで**営業秘密**を取得し、又はその**営業秘密**を使用し、若しくは開示する行為

- 七. **営業秘密**を保有する事業者(以下「事業者」という)からその**営業秘密**を示された場合において、不正の競争その他の不正の利益を得る目的で、又はその所有者に損害を加える目的で、その**営業秘密**を使用し、又は開示する行為
- 八. その**営業秘密**について不正開示行為(前号に規定する場合において前号に規定する目的でその**営業秘密**を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその**営業秘密**を開示する行為をいう。以下同じ)であること若しくはその**営業秘密**について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで**営業秘密**を取得し、又はその取得した**営業秘密**を使用し、若しくは開示する行為
- 九. 取得をした後にその**営業秘密**について不正開示行為があったこと若しくはその**営業秘密**について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないでその取得した**営業秘密**を使用し、若しくは開示する行為

2. 営業秘密に関する罰則

第 21 条(罰則)

1. 次の各号のいずれかに該当する者は、10 年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又は併科する。
 - 一. 詐欺等行為(人を欺き、人に暴行を加え、又は脅迫する行為をいう。以下同じ。)により、又は管理侵害行為(**営業秘密**が記録され、又は記録された書面又は記録媒体(以下「**営業秘密記録媒体**」という。)の窃取、**営業秘密**が管理されている施設への侵入、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成 11 年法律第 128 号)第 3 条に規定する不正アクセス行為をいう。)その他の保持者の管理を害する行為をいう。以下同じ。)により取得した**営業秘密**を、不正の目的で、使用し、又は開示した者不正の目的をもって第 2 条第 1 項第 1 号<著名な他人の商品等表示との混同>又は第 13 号<原産地、品質等の誤認>に掲げる不正競争を行った者
 - 二. 前号の使用又は開示の用に供する目的で、詐欺等行為又は管理進入行為により、**営業秘密**を、次のいずれかの方法で取得した者
 - イ 保有者の管理に係る**営業秘密記録媒体**等を取得すること。
 - ロ 保有者の管理に係る**営業秘密記録媒体**等の記載又は記録について、その複製を製作すること。
 - 三. **営業秘密**を保有者から示された者であって、不正の目的で、詐欺等行為により、又は横領その他の**営業秘密記録媒体**等の管理に係る任務に背く行為により、次のいずれかに掲げる方法で**営業秘密**が記載され、又は記録された書面又は記録媒体を横領し、又は作成して、その**営業秘密**を使用し、又は開示した者
 - イ 保有者の管理に係る**営業秘密記録媒体**等を領得すること。
 - ロ 保有者の管理に係る**営業秘密記録媒体**等の記載又は記録について、その複製を製作すること。
 - 四. **営業秘密**を保有者から示された役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する無限責任社員、監事若しくは監査役又はこれに準ずる者をいう。次号において同じ。)又は従業員であって、不正の目的で、その**営業秘密**の管理に係る任務に背き、その**営業秘密**を使用し、又は開示した者(前号に掲げる者を除く)
 - 五. **営業秘密**を保有者から示された役員又は従業員であった者であって、不正の競争の目的で、その在職中に、その**営業秘密**の管理に係る任務に背いてその**営業秘密**の開示の申込みをし、又

はその**営業秘密**の使用若しくは開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示に説いて請託を受け、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者(第3号に掲げる者を除く。)

六．正の競争の目的で、第1号又は第3号から前号までの罪に当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

2．次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又はこれを併科する。

一．から四．は営業秘密以外の罰則

五．前号の使用又は開示の用に供する目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為により、**営業秘密**を次のいずれかに掲げる方法で取得した者

イ 保有者の管理に係る**営業秘密記録媒体**等を取得すること。

ロ 保有者の管理に係る**営業秘密記録媒体**等の記載又は記録について、その複製を作成すること。

六．**営業秘密**を保有者から示された者であって、不正の競争の目的で、詐欺等行為若しくは管理侵害行為により、又は横領その他の**営業秘密記録媒体**等の管理に係る任務に背く行為により、次のいずれかに掲げる方法で**営業秘密**が記載され、又は記録された書面又は記録媒体を領得し、又は作成して、その**営業秘密**を使用し、又は開示した者

イ 保有者の管理に係る**営業秘密記録媒体**等を領得すること。

ロ 保有者の管理に係る**営業秘密記録媒体**等の記載又は記録について、その複製を作成すること。

3．第1項及び前項第5号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

4．第1項第1号又は第3号から第6号までの罪は、詐欺等行為若しくは管理侵害行為があった時又は保有者から示された時に日本国内において管理されていた**営業秘密**について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

3．営業秘密に関する関連条文

第3条(差止め請求権)

不正競争によって**営業上の利益**を害された、又は害されるおそれのある者は、その営業上の利益を害する者又は害するおそれのある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

3．不正競争によって**営業上の利益**を害された、又は害されるおそれのある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物(侵害の行為により生じた物を含む。第5条第1項において同じ)の廃却、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

第4条(損害賠償)

故意又は過失により不正競争を行って他人に**営業上の利益**を害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任じる。ただし、第8条<**時効による権利の消滅**>の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその**営業秘密**を使用する行為によって生じた損害については、この限りでない。

第5条(損害の額の推定)

1．2条第1項第1号から第9号まで又は第15号に掲げる不正競争(同項第4号から第9号に掲げるもの<**営業秘密**>にあつては、**技術上の秘密**(秘密として管理されている生産方法その他の

事業活動に有用な技術上の情報であって公然知られていないものに限る)によって営業上の利益を害された者(この項において「被侵害者」という)が故意又は過失により自己の営業上の利益を害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その譲渡した物の数量(以下この項において「譲渡数量」という)に、被侵害者がその侵害行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、被侵害者の当該物に係る販売その他の行為を行なう能力に応じた額を超えない限度において、被侵害者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を被侵害者が販売することができない事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除する者とする。

5. 正競争によって営業上の利益を害された者が故意又は過失により自己の営業上の利益を害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、その営業上の利益を害された者が受けた損害の額と推定する。
6. 第2条第1項第1号から第9号まで又は第14号<不正表示、営業秘密の不正、商標の不正代理人等>に掲げる不正行為によって営業上の利益を害された者は、故意又は過失により自己の営業上の利益を害した者に対し、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為に対し通常受け取るべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。
 - 一. 第2条第1項第1号<著名な他人の商品表示を使用する等の不正競争行為>又は第2号<自己の商品表示を著名な他人の商品表示と混同を誘引する使用等の不正競争行為>に掲げる不正競争：当該侵害に係る商品表示の使用
 - 二. 第2条第1項第3号<他人の商品形態の模倣>に掲げる不正競争：当該侵害に係る商品等表示の使用
 - 三. 第2条第1項第4号から第9号に掲げる不正競争：当該侵害に係る営業秘密の使用
 - 四. 第2条第1項第14号に掲げる不正競争：当該侵害に係る商標の使用
7. 項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の請求を妨げない。この場合において、その営業上の利益を害した者に故意又は重大の過失がなかったときは、裁判所は、損害の額を定めるについて、これを参酌することができる。

第6条(具体的な態様の開示義務)

1. 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがあると主張する者が侵害の行為を組成したものとして主張する物又は方法の具体的な態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的な態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

4. 営業秘密に関する判例集

判示の要点	事件番号	判決の要点	出典
人材派遣会社の元従業員が派遣社員をつれて競業会社を設立した場合の顧客情報、派遣社員情報が 営業秘密 と認定されなかった事例	損害賠償等請求事件、東京地裁平 15(ワ)10721 号平 16.4.13 民 47 部判決、棄却(確定)	派遣業をスピンアウトして競業新会社を設立し、顧客情報、派遣アルバイト等の情報を利用して事業を開始した事案における 営業秘密 の条件が争われた。判決は、顧客情報、派遣アルバイト等の情報は会社のパソコンに入力され、パスワードはなく、誰でもアクセス可能であり、印刷物の枚数管理、管理教育もなく、「社外秘」ファイルも施錠管理されていない等の理由で 営業秘密 の条件を満足していない、と判示した。	判例時報 No . 1862 平 16.9.11
スイスの印刷会社が昭和 30 年代から 42 年までに販売した印刷機に関する 営業秘密 が否定された事例	秘密保持義務存在確認等請求控訴請求事件、東京高裁平 12(ホ)4119 号、平 14.5.29 民 13 部判決、控訴棄却 (確定)、1 審東京地裁昭和 60 年(ワ)4131 号、平 12.4.26	極めて古い時期に販売した印刷機に対する平成 2 年改正不正競争防止法による「営業秘密」の存在が争われ、判決は、売買契約書には秘密保持義務の明示が不明確であり、公知の技術情報や控訴人が秘密として管理していない技術情報は営業秘密とは認められない、と判示した。	判例時報 No . 1795 平 14.11.11
元従業員により 営業秘密 が不正に取得されたとする事件で不競法 2 条 1 項 4 号の 営業秘密 に該当しないとされた事例	不正競争行為差止等請求事件、東京地裁平 11(ワ)19224 号、平 12.12.7 民 46 部判決、棄却(控訴<控訴取下>)	車両運行管理会社の元従業員が当該会社の 営業秘密 を不正取得されたとされる事件で、同法の 営業秘密 の条件である「秘密として管理されている」状態が認められず、また元従業員が作成していた資料は前の会社の資料以外も相当数含み、かつ不正取得をうかがわせる事情も無いとして請求を棄却	判例時報 No . 1771 平 14.3.11
放射線測定機械器具販売会社の保有する情報は不競法 2 条 1 項 4 号の 営業秘密 に該当するとし差止請求が容認された事例	損害賠償請求(甲事件)、営業行為差止等請求事件(乙事件)、東京地裁平 10(ワ)4447 号(甲)・13585 号(乙)平 12.10.31 民 46 部判決、一部容認、一部棄却(控訴<控訴棄却>)	左記条文における 営業秘密 の秘匿性は「ロック」で保管され、アクセスが限られ、社内規則があれば「秘」の明示がなくても足りる。元社員は元の会社の顧客情報等を作成してこれをコピーして持ち出し、その情報をも基づく営業行為の損害賠償を容認し、営業行為の差止と同資料の廃棄を命じた。	判例時報 No . 1768 平 14.2.11
元従業員により持出された医療用機械器具輸入会社の情報は不競法 2 条 1 項 4 号の 営業秘密 に該当しないとして損害賠償請求が棄却された事例	損害賠償請求事件、東京地裁平 8(ワ)15112 号平 12.9.28 民 46 部判決、棄却(確定)	原告会社の情報は左記条文における 営業秘密 の法的要件に該当する秘匿保管(アクセス者の制限、「秘」の明示、施錠管理)が行なわれていなかったと判示した。また元従業員による 営業秘密 の不正取得の有無についても原告の売上減のみでは裏付不足であり、被告の営業努力を容認し、 営業秘密 の不正取得を理由とする損害賠償請求を棄却した。	判例時報 No . 1764 平 14.1.1
ILM の「バッグ」を模造して製造販売している原告は他の模造者を不競法の利益を享受できないとされた事例	損害賠償請求事件、東京地裁平 8(ワ)15112 号平 12.9.28 民 46 部判決、棄却(確定)	本件判決は、不競法 2 条 1 項 3 号所定の商品形態の模倣行為に対する同法 4 項による損害賠償請求権を有する者は当該商品を開発し市場においた者に限られると判示し、模造者である原告は同様に模造者である被告に対する損害賠償を否定した。 営業秘密 に対する請求も棄却した。	判例時報 No . 1760 平 13.11.21

営業秘密とそのルーツについて

1. **営業秘密**を保護する「不正競争防止法」のルーツはパリ条約である。

パリ条約第 10 条の 2<1935 年ヘーグ改正規定>

(1)各同盟国は、同盟国の国民を不正競争から有効に保護する。

(2)工業上又は商業上の公正な習慣に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。

(3)特に、次の行為、主張及び表示は、禁止される。

- ①いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、産品又は工業上若しくは商業上の活動と混同を生じさせるようなすべての行為
- ②競争者の営業所、産品又は工業上若しくは営業上活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張
- ③産品の性質、製造方法、特徴、用途又は数量について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張

2. 米国の統一トレードシークレット法(1979 年に制定)のルーツは 1939 年の「不正行為のリステートメント 757 条」である。

(1) 不正行為のリステートメント 757 条

「**トレードシークレット**とは、事業に使用する処方(formula)、パターン、(pattern)、装置(device)、又は情報の編集物(compilation)の集合よりなり、その所有者が他の者にこれを知らず又は使用しない競業者に対し有利な地位を取得させることができるものである。これは、化合物の反応、物の製造、処理若しくは保存のプロセス、機械その他装置のパターン、又は顧客リストであっても良い。これは、営業活動における単一の又は一時的なできごとに関する情報でない点において営業におけるその他の情報と異なる。・・・部分省略・・・**トレードシークレット**とは営業活動において継続的に使用するためのプロセス又は装置である。」

(2)米国「統一トレードシークレット法(1979 年)」における営業秘密の定義

「処方(formula)、パターン(pattern)、装置(device)、編集物(compilation)、方法(method)、技術(technique)又はプロセス(process)を含む情報であり・・・」

- ①その開示又は使用によって経済的価値を得ることができる他の者に、一般的に知られてないこと及び正当な手段によって容易に調べられないことから、実際の又は潜在的である独立した経済的価値が得られるもの及び
- ②秘密を保持するために、置かれている状況下で合理的な努力がなされているもの

3. わが国の営業秘密に関する不正競争防止法の条文

第2条(定義)第1項

- 四. 窃取、詐欺、脅迫その他の不正の手段により**営業秘密**を取得する行為(以下「不正取得行為」という)又は不正取得行為により取得した**営業秘密**を使用し若しくは開示する行為(秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ)
- 五. その**営業秘密**について不正取得行為が介在することを知って、若しくは重大な過失により知らないで**営業秘密**を取得し、又はその**営業秘密**を使用し、若しくは開示する行為
- 六. その取得した後にその**営業秘密**について不正取得行為が介在することを知って、若しくは重大な過失により知らないで**営業秘密**を取得し、又はその**営業秘密**を使用し、若しくは開示する行為
- 七. **営業秘密**を保有する事業者(以下「事業者」という)からその**営業秘密**を示された場合において、不正の競争その他の不正の利益を得る目的で、又はその所有者に損害を加える目的で、その**営業秘密**を使用し、又は開示する行為
- 八. その**営業秘密**について不正開示行為(前号に規定する場合において前号に規定する目的でその**営業秘密**を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその**営業秘密**を開示する行為をいう。以下同じ)であること若しくはその**営業秘密**について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで**営業秘密**を取得し、又はその取得した**営業秘密**を使用し、若しくは開示する行為
- 九. その取得をした後にその**営業秘密**について不正開示行為があったこと若しくはその**営業秘密**について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないでその取得した**営業秘密**を使用し、若しくは開示する行為

第2条第4項(営業秘密の定義)

この法律において「**営業秘密**」とは、秘密として管理している生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然知られていないものをいう。

第8条(消滅時効)

- I. 第2条第1項第4号から第9号までに掲げる不正競争のうち、**営業秘密**を使用する行為に対する第3条第1項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利は、その行為を行う者がその行為を継続する場合において、その行為により営業上の利益を害され、又は侵害され、又は侵害されるおそれがある保有者がその事実及びその行為を行う者を知った時から**3年間行わないときは、時効によって消滅**する。その行為の**開始の時から10年を経過**したときも、同様とする。

4. わが国の**営業秘密**に関する不正競争防止法の特徴

- ①民法、刑法とセットになった法律であり、ドイツ法のような完結型でない。
- ②**営業秘密**の差止請求権及び損害賠償請求権に、知ってから3年、行為開始から10年の消滅時効がある。
- ③窃盗罪、横領罪に該当する場合を除き、刑罰がない。
- ④**営業秘密**の範囲が狭い。

5. 営業秘密に関する諸外国の法制一覧表

国名	保護法制	保護の態様		
		差止	損害賠償	刑罰
米国	統一トレードシークレット法 コモン・ロウ 刑法	○	○	○
英国	コモン・ロウ 刑法	○	○	△(窃盗罪、横領罪に該当する場合のみ)
フランス	民法(不正競争に関する判例法)、刑法	○	○	△(製造秘密のみ)
イタリア	民法(不正競争に関する判例法)、刑法	○	○	○
カナダ	コモン・ロウ 刑法	○	○	△(窃盗罪、横領罪に該当する場合のみ)
ドイツ	不正競争防止法	○	○	○
スイス	不正競争防止法	○	○	○
オーストリア	不正競争防止法	○	○	○
日本	不正競争防止法 民法 刑法	△ 消滅時効 がある	△ 消滅時効 がある	△(窃盗罪、横領罪に該当する場合のみ)

出典：(財)知的財産研究所、但し原資料の日本は差止×、損害賠償○であったが、消滅時効があるという理由での両者とも△に変えた。

6. 営業秘密に関する最近の判例

判示の要点	事件番号	判決の要点	出典
スイスの印刷会社が昭和30年代から42年までに販売した印刷機に関する 営業秘密 が否定された事例	秘密保持義務存在確認等請求控訴請求事件、東京高裁平 12(㊦)4119 号、平 14.5.29 民 13 部判決、控訴棄却（確定）、1 審東京地裁昭和 60 年(㊦)4131 号、平 12.4.26	極めて古い時期に販売した印刷機に対する平成 2 年改正不正競争防止法による「 営業秘密 」の存在が争われ、判決は、売買契約書には秘密保持義務の明示が不明確であり、公知の技術情報や控訴人が秘密として管理していない技術情報は 営業秘密 とは認められない、と判示した。	判例時報 No. 1795 平 14.11.11

<p>エルメスのバッグを模造して製造販売している原告は他の模造者を不競法の利益を享受できないとされた事例</p>	<p>損害賠償請求事件、東京地裁平 8(ワ)15112 号平 12.9.28 民 46 部判決、棄却(確定)</p>	<p>本件判決は、不競法 2 条 1 項 3 号所定の商品形態の模倣行為に対する同法 4 項による損害賠償請求権を有する者は当該商品を開発し市場においた者に限られると判示し、模造者である原告は同様に模造者である被告に対する損害賠償を否定した。営業秘密に対する請求も棄却した。</p>	<p>判例時報 No. 1760 平 13.11.21</p>
<p>元従業員により持出された医療用機械器具輸入会社の情報は不競法 2 条 1 項 4 号の営業秘密に該当しないとして損害賠償請求が棄却された事例</p>	<p>損害賠償請求事件、東京地裁平 8(ワ)15112 号平 12.9.28 民 46 部判決、棄却(確定)</p>	<p>原告会社の情報は左記条文における営業秘密の法的要件に該当する秘匿保管(アクセス者の制限、「秘」の明示、施錠管理)が行なわれていなかったと判示した。また元従業員による営業秘密の不正取得の有無についても原告の売上減のみでは裏付不足であり、被告の営業努力を容認し、営業秘密の不正取得を理由とする損害賠償請求を棄却した。</p>	<p>判例時報 No. 1764 平 14.1.1</p>
<p>元従業員により営業秘密が不正に取得されたとする事件で不競法 2 条 1 項 4 号の営業秘密に該当しないとされた事例</p>	<p>不正競争行為差止等請求事件、東京地裁平 11(ワ)19224 号、平 12.12.7 民 46 部判決、棄却(控訴<控訴取下>)</p>	<p>車両運行管理会社の元従業員が当該会社の営業秘密を不正取得されたとされる事件で、同法の営業秘密の条件である「秘密として管理されている」状態が認められず、また元従業員が作成していた資料は前の会社の資料以外も相当数含み、かつ不正取得をうかがわせる事情も無いとして請求を棄却</p>	<p>判例時報 No. 1771 平 14.3.11</p>
<p>放射線測定機械器具販売会社の保有する情報は不競法 2 条 1 項 4 号の営業秘密に該当するとし差止請求が容認された事例</p>	<p>損害賠償請求(甲事件)、営業行為差止等請求事件(乙事件)、東京地裁平 10(ワ)4447 号(甲)・13585 号(乙)平 12.10.31 民 46 部判決、一部容認、一部棄却(控訴<控訴棄却>)</p>	<p>左記条文における営業秘密の秘匿性はフロッピーディスクに保管され、アクセス者が限られ、社内規則があれば「秘」の明示がなくても足りる。元社員は元の会社の顧客情報等を作成してこれをコピーして持ち出し、その情報をも基づく営業行為の損害賠償を容認し、営業行為の差止と同資料の廃棄を命じた。</p>	<p>判例時報 No. 1768 平 14.2.11</p>

注 1：平成 12 年以降に提起され、判決があった事件は 5 件であった。その内損害賠償と差止を容認した事件は僅かに 1 件であった。

注 2：営業秘密(トレードシークレット)に関する報告書、(社)工作機械工業会技術資料 28-1992、知的財産部会知的産物委員会作製